

カンボジア王国

国家 宗教 王

労働職業訓練省

No.038/23 K.B/S.Ch.N.Kh.L

通知

2024年の外国人労働許可の申請および更新の期限延長について

労働職業訓練省（MOL）は、雇用カードおよび外国人労働許可証に関するカンボジア王国の労働法および省令第195号（2014年8月20日付）に基づき、カンボジア王国で事業を営むすべての企業の所有者また取締役に対し、2024年の雇用カードおよび外国人労働許可証の申請が以下のように実施されることをお知らせします。

1. すでに雇用カードと労働許可証を持っている外国人は、2024年3月31日までに更新申請しなければなりません。
2. カンボジアで最近雇用された外国人、または事業を最近開始した外国人は、現在施行されている労働法および規制に従って申請しなければなりません。

雇用カードおよび外国人労働許可証の申請および更新は、www.fwcms.mlvt.gov.kh を通じて行うものとします。上記の期限までに雇用カードおよび外国人労働許可証を更新しなかった場合、MOLは、労働法や有効な規制に違反した個人に対する罰則に記されている労働法第16章および省令第489号MEF（2023年7月31日付）に従って罰則措置を講じます。

MOLは企業の所有者また取締役がこの通知を有効に実行することを望みます。

首都プノンペン、2023年12月28日

大臣

ヘン・スオ